

## 令和8年度給与支払報告書の提出について

日頃より、個人村民税・県民税の賦課徴収にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度の給与支払報告書(総括表)を送付いたしますので、期限内の提出をお願いいたします。

### 【提出対象者】

支払額にかかわらず、給与の支払いを受けた方全員について作成し、提出してください。

### 【提出先】

給与の支払いを受けている方が、令和8年1月1日現在で住民登録をしている市町村、または実際に居住している市町村に提出してください。

### 【提出期限】

令和8年2月2日(月)

※事務処理の都合上、1月20日(火)までの提出にご協力をお願いいたします。

### 【提出書類】

#### (1)紙による提出

以下の順番で提出してください。なお、個人別明細書は1人につき1枚提出してください。

##### ①給与支払報告書(総括表)

- ・記載内容に変更や誤りがありましたら、朱書きで訂正してください。
- ・独自の総括表で提出される場合は、村の指定番号、特徴・普徴の人員を必ず記載してください。(村に初めて提出する場合は、指定番号の記入は不要です。)

##### ②給与支払報告書個人別明細書(特別徴収分)

##### ③普通徴収仕切紙と給与支払報告書個人別明細書(普通徴収分)

- ・③は、特別徴収が出来ない方がいる場合にのみ提出してください。

#### (2)電子的方法(eLTAX または光ディスク等)による提出

前々年(令和6年1月)に税務署へ提出した給与所得の源泉徴収票の提出枚数が「100枚以上」の事業所におかれましては、令和8年1月以降に提出する給与支払報告書は電子的方法で提出いただく必要があります。

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法については、下記ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

### 【村提出先・問い合わせ先】

〒962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78 番地

天栄村役場 税務課 課税係 (電話 0248-82-2116)

## 令和8年度(令和7年分)給与支払報告書等の作成方法

### 給与支払報告書(総括表)の書き方

- ① 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- ② 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払いをする事業所から給与の支払いを受けている者の総人員を記載してください。
- ③ 「天栄村への報告人員」欄には、天栄村に対して給与支払報告書(個人別明細書)を提出する人數を記載してください。

### 普通徴収仕切紙の書き方

- ① 仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となりますので、ご確認をお願いします。
- ② 普通徴収に該当する従業員については、理由区分 A～E の人數を該当欄に取りまとめ、普通徴収仕切紙により徴収区分ごとに分類してください。

### 給与支払報告書(個人別明細書)の書き方

国税庁の「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照し、作成をお願いいたします。

- ① 令和8年度の様式で提出してください。
- ② 給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養親族については、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。
- ③ 令和7年中に給与の支払いがあった方には、年途中での退職者やパート・アルバイトの方も含まれます。
- ④ 前職分を含んで年末調整している場合は、(摘要)欄に前職分の支払者の名称、所在地、退職年月日、給与支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額を記載してください。

記入例》 (摘要) (株)●●商事 天栄村大字□□番地 退職日 R7.8.31  
給与支払額 △△円 社会保険料 △△円 源泉徴収税額 △△円

- ⑤ 普通徴収に該当する方については、総括表(普通徴収仕切紙)にある特別徴収できない理由に該当するA～Eの区分を(摘要)欄に必ず記載してください。

記入例》 (摘要) 普通徴収 理由 D(R8.3.31 退職予定)

◎適正な理由に該当する場合のみ、普通徴収とすることが出来ます。

A	給与の支払いが不定期
B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)
C	事業専従者(毎月給与支払いの場合を除く。)
D	退職者・退職予定者(令和8年4月1日時点)
E	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者